

鎌倉市告示第 328 号

鎌倉市市税条例（平成 27 年 12 月条例第 27 号）第 13 条第 4 項の規定に基づき、北海道の一部の地域における市税に関する申告等の期限を延長する件（平成 30 年 11 月 12 日鎌倉市告示第 287 号）において別途鎌倉市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るものについては、その期限が平成 30 年 9 月 6 日から平成 31 年 1 月 30 日までに到来するものについて、平成 31 年 1 月 31 日とする。

平成 31 年 1 月 15 日

鎌倉市長 松尾 崇



都道府県名	指定地域
北海道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町